

平成十二年人事院規則二二〇

人事院規則二二〇（倫理法の適用を受け
ない非常勤職員）

人事院は、国家公務員倫理法（平成十一年法律
第二百二十九号）に基づき、同法の適用を受けない
非常勤職員に関し次の人事院規則を制定する。

倫理法第二条第一項の委員、顧問又は参与の
職に準ずる職にある者は、次に掲げる者とす
る。

一 合議制の機関に置かれる会長又は副会長の名
称を有する官職を占める者

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）
第三十七条の審議会等、国家行政組織法（昭和
二十三年法律第二十号）第八条の審議会等そ
の他調査審議を行う合議制の機関に置かれる諮
問的な官職で、幹事、専門調査員又は調査員の
名称を有する官職を占める者

三 諮問的な官職で、評議員、運営協議員、参事
又は客員研究官の名称を有する官職を占める者
その他顧問に準ずる者として国家公務員倫理審
査会が定める者

四 経済財政諮問会議、国家戦略特別区域諮問会
議又は男女共同参画会議に置かれる議員の官職
を占める者

五 日本芸術院の院長又は会員の官職を占める者
六 保護司の官職を占める者

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行す
る。

附 則 （平成十二年二月二十八日人事院
規則二一〇一）

この規則は、平成十三年一月六日から施行す
る。

附 則 （平成二十一年九月一日人事院規則
一一五五）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十三年六月二十四日人事院規
則二一〇一二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十四年二月一〇日人事院規則
一一五七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十四年七月一日人事院規則
二二〇一三）

この規則は、平成二十四年七月十二日から施
行する。

附 則 （平成二十五年二月一三日人事院
規則二二〇一四）

この規則は、公布の日から施行する。